

愛犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに

問 環境政策課 環境衛生係 (Tel64-1521)



飼い犬の登録と鑑札の装着、年に1度の狂犬病予防注射の接種は飼い主の義務です。登録が済んでいない犬は、別途登録手数料3000円(鑑札での登録)がかかります。死亡や転居などで登録に変更がある場合は、必ず連絡ください。なお、マイクロチップでの登録は受け付けできません、飼い主自身で登録ください。

■狂犬病集団注射の日程(どの会場でも接種可。雨天決行)

日程	時間	場所
4月10日(木)	9時10分～10時10分	山川市民センター
	10時50分～11時50分	まいピア高田駐車場 (高田支所西側)
	14時～15時30分	MIYAMAX
4月13日(日)	14時50分～15時50分	市役所駐車場

■手数料 【登録済みの犬】1頭につき3150円
【未登録の犬】1頭につき6150円

■動物病院でも予防注射できます(病院へ要事前予約)
接種後は、病院で交付される証明書と注射済票の交付手数料550円を環境政策課に持参してください。

■注意事項

- ①首輪をし、注射のときに愛犬が動かないように押さえられる人が連れてきてください。かみ癖がある場合は、口輪を付けてきてください。
- ②当日の体調により注射ができない場合があります。
- ③愛犬同士のけんかを避けるため、リードを短く持ってください。
- ④注射会場や会場までの道中でふんをした場合は、飼い主が責任をもって処理してください。
※登録が済んでいる犬については、市から案内を送付しています。接種時に必ずお持ちください。

人と猫が、共に穏やかに暮らせるように

近年、飼い主のいない猫(野良猫)によるふん尿や鳴き声などが地域の大きな問題となっています。背景には、無責任な餌付けや飼育放棄などによる野良猫の無秩序な繁殖があります。これらの問題を地域の環境問題と捉え、ルールを作って地域全体で適切に猫を管理することで、野良猫の数とトラブルを減らしていく活動を「地域猫活動」といいます。

具体的には…

適切な餌やり



トイレの設置や
ふん尿管理



不妊去勢手術

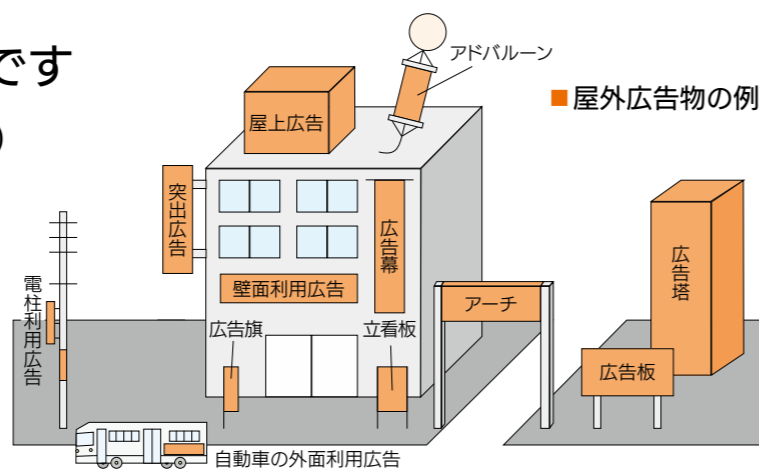


みやま市では地域猫活動に取り組んでいます。不幸な猫を減らすため、また、地域の生活環境改善のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

屋外広告物は許可が必要です

問 都市計画課 都市計画係 (Tel64-1532)

まちの良好な景観を守るため、屋外広告物を掲出する場合は、福岡県屋外広告物条例に基づく許可が必要です。営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利のもので、一定期間継続して屋外で表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。詳しくは問い合わせください。



みやま市学校安全の日を制定

問 学校教育課 学校教育係 (Tel32-9026)

令和6年2月26日、市内小学校において、給食の時間中に重大な事故が発生し、児童の尊い命が失われました。教育委員会では、2月26日を、事故を忘れることなく、安全で安心な学校づくりに向けて、たゆまぬ努力を積み重ねていくことを誓う「みやま市学校安全の日」と決めました。当日は、市内すべての小中学校で全校集会を開催し、亡くなった児童のご冥福を祈り黙とうを捧げました。その後、安全な学校給食の取り組みについて改めて学びました。



学生は国民年金の納付が猶予される制度があります

問 大牟田年金事務所 (Tel52-5294)、健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)



▲日本年金機構

20歳になると、国民年金保険料の納付が義務付けられますが、学生の場合、本人の所得が一定以下であれば納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

【制度を利用すると】

- ▷ 病気やけがで障がいが残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます(要件があります)
- ▷ 老齢基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます(追納しないと受給額には反映しません)
- ▷ 承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば追納できます(承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降から加算額が上乗せされます)

【学生納付特例は毎年申請が必要です】

令和6年度に承認を受け、令和7年度も在学予定の人には日本年金機構から申請はがきが送付されます。必要事項を記載して投函ください。

■対象となる人

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校(※)に在学中の学生
※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

■手続き場所

健康づくり課国保年金係、各支所市民サービス係、大牟田年金事務所

■持ってくるもの

在学証明書(原本)または学生証、年金手帳または基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード
※代理人が申請する場合は、来庁者の本人確認ができるものをお持ちください。別世帯の場合は委任状をお持ちください。

中山間地域などで農業をしませんか

問 農林水産課 園芸水産林務係 (Tel64-1522)



農業生産条件が不利な中山間地域などで、集落などを単位に、農地を維持・管理するための取り決めをして農業生産活動などを行う場合、面積に応じて一定額を交付します。交付を受けるためには原則5年間、農業生産活動を維持する必要があります。対象農用地の基準および10アあたりの交付単価は下表のとおりです。

地目	区分	勾配	10割単価	8割単価
田	急傾斜	1/20以上	21,000円	16,800円
	緩傾斜	1/100以上1/20未満	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	15度以上	11,500円	9,200円
	緩傾斜	8度以上15度未満	3,500円	2,800円

■対象地域

地目ごとに一定以上の勾配のある市内の中山間地域など(農振農用地に限る)

※新たに令和7年度からの事業実施を希望する場合は、4月30日(水)までに相談ください。

地域活性化の取り組みを支援します

問 企画振興課 企画・地方創生係 (Tel64-1504)

【出会い・結婚サポート事業】

結婚を希望する男女の出会いの創出や異性とのコミュニケーション能力の向上などを支援する事業に対し、事業費を補助します。



■事業条件

- ①参加者が20歳以上の独身男女
- ②参加者の総数が10人以上で、半数以上が市内在住または在勤
- ③参加料の適正な金額設定
- ④市内での事業実施
- ⑤令和8年3月31日までの事業完了

■対象団体

市内に活動拠点、事務所、店舗などを有する団体

■補助金額など

経費から参加料などを差し引いた額で上限10万円

【市民協働まちづくり事業】

市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくりに自主的かつ主体的に取り組む団体へ事業費を補助します。



■補助対象団体 次の要件を全て満たす団体

- ①5人以上で構成され、過半数が市内在住または在勤、在学
- ②団体の組織・運営を定めた規約、会則などがある
- ③活動拠点かつ主な活動場所が市内であること

■補助対象事業

地域の活性化や課題解決を目的に、新規または既存の活動を拡充するもので、自発的な参加によって行われる公益性のある事業

■補助金額 対象経費の5分の4以内(上限30万円)

■申請期限 5月9日(金)

【コミュニティ助成事業】

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、行政区、自治会などの地域に密着した団体に対し助成を行っています。



▲自治総合センター



■助成内容

- ①コミュニティセンター助成事業
公民館などの建設に要する事業費の5分の3以内(上限2000万円)
- ②一般コミュニティ助成事業
コミュニティ活動に必要な設備などの整備に要する経費(100万円以上250万円以下)

■申請方法

企画振興課備え付けの要望書、添付書類を提出ください。先着順で随時受け付けています。

■注意事項

申請待ちの団体が多数あるため、自治総合センターへの正式な申請までは①は30年程度、②は15年程度かかる予定です。

市役所の行政組織および事務の一部変更

問 総務課 人事係 (Tel88-8809)

変更前	変更後 (4月1日～)
総務部 <ul style="list-style-type: none"> 総務課(人事係、庶務法制係、防災対策室) 秘書広報課 企画振興課 総合政策課 財政課 契約検査課 統計調査課 	総務部 <ul style="list-style-type: none"> 総務課(人事係、文書法制係) 地域・防災課(地域づくり係、防災対策室) 秘書広報課 財政課 企画部 <ul style="list-style-type: none"> 企画振興課 総合政策課 契約検査課 統計調査課
変更内容	より効率的・戦略的な業務遂行のため、企画部を創設。また、行政区・自治会のあり方の検討や、頻発する自然災害への対処など市民への安全安心の取り組みを強化するため、地域・防災課を新設。

市税納期限および口座振替日(令和7年度)

問 税務課 (Tel64-1511)



税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		全期										
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納付書納期限		6/2(月)	6/30(月)	7/31(木)	9/1(月)	9/30(火)	10/31(金)	12/1(月)	12/25(木)	2/2(月)	3/2(月)	3/31(火)
口座振替日		5/26(月)	6/25(水)	7/25(金)	8/25(月)	9/25(木)	10/27(月)	11/25(火)	12/22(月)	1/26(月)	2/20(金)	3/25(水)

※市県民税、国民健康保険税の年金特別徴収は偶数月です(年金支払者から直接市へ納付されます)。

※納付書は、年度分の全てを1期目に送付します(国民健康保険税を除く)。

※スマートフォン決済アプリや地方税お支払いサイトを利用して納付された場合、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関などの窓口での納付をお願いします。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の額変更

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535) ▲児童扶養手当 ▲特別児童扶養手当

令和7年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の額は、物価変動率(プラス2.7%)に基づき変更になります。手当を受けるには、申請が必要です。各手当の支給要件など、詳しくは問い合わせください。

手当の名称	手当額(月額)	
児童扶養手当	全部支給	46,690円
	一部支給	11,010~46,680円
	第2子以降 加算額	全部支給 11,030円 一部支給 5,520~11,020円
特別児童扶養手当	1級	56,800円
	2級	37,830円

■児童扶養手当

離婚などでひとり親になった家庭などの生活の安定を図り、自立を促進することを目的に支給されます。

■特別児童扶養手当

精神または身体が、法令で定める程度以上の障がいのある状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給されます。